

尼崎市立保育所における 食物アレルギー対応マニュアル

尼崎市こども青少年局 保育担当

平成26年12月

はじめに

尼崎市では、平成3年度から食物アレルギーのある子どもの対応を行ってきました。

国においては、年々アレルギーが増加傾向にあり、保育所での対応に苦慮していることから平成23年3月に厚生労働省から「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が出されました。

尼崎市においても食物アレルギーのある子どもは増加傾向にあり、現在、公立保育所では、120名(入所児童の約6.4%：平成26年4月末現在)の食物アレルギーのある子どもに対応をしています。

食物アレルギーのある子どもの給食を円滑に実施し、安全・安心な保育所給食の提供を目的として平成25年度に食物アレルギー対応検討会を立ち上げ、検討を行いました。

このたび、検討会で尼崎市立保育所における食物アレルギー対応実施要領の見直しを行い、国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿った内容のマニュアルを作成しました。

保育所の子どもの生命を守ることを第一に考え、誤食による事故を防ぎ、慎重に対応することを全職員に周知し、安全・安心な給食を実施されますようお願いいたします。

尼崎市こども青少年局
保育担当部長 宮原 久弥

目 次

1	食物アレルギーの対応について	P 1
	(1) 保育所における食物アレルギー対応の基本的な考え方	
	(2) 給食やおやつ提供における食物アレルギー対応について	
	(3) 保育所生活で食物アレルギーの対応が必要な場合について	
2	面接から対応の決定及び解除方法について	P 3
	(1) 食物アレルギー対応をする場合	
	ア 通常の場合	
	イ アナフィラキシー症状の既往、緊急時等に備えた処方薬がある場合	
	(2) 食物アレルギー対応の解除をする場合	
	(3) お弁当持参の解除をする場合	
	(4) アレルゲンが追加の場合	
3	調理・配膳・片付けについて	P 7
	(1) 調理室における作業上の注意点	
	(2) 保育室における配膳から片付けまでの配慮事項	
4	緊急時の対応について	P 9
	(1) 誤飲、誤食又は、疑わしい症状があった場合について	
	(2) 消防局との連携について	
	(3) 緊急時対応のフローチャート（エピペン®の処方が <u>ある</u> 場合）	
	(4) 緊急時対応のフローチャート（エピペン®の処方が <u>ない</u> 場合）	
	(5) 保育所における「エピペン®」の使用について	
5	ヒヤリハット報告について	P 1 4
6	様式・保護者向け配付文書（おたより）	P 1 5

資料：尼崎市立保育所における食物アレルギー対応実施要領

1 食物アレルギーの対応について

(1) 保育所給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

ア 食物アレルギーは、原因となる食物を摂取することで生命に危険を及ぼすことがあるため、誤食等による重大な事故を防ぐことを最優先に考える。

イ 保育所における食物アレルギー対応は、これまでの不完全除去（一部除去）の考えを除去か解除の両極で実施することに変更する。

ウ 保育所での対応は医師が記載した「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」【様式1】に基づいて行い、給食は完全除去を基本とする。

エ 除去することによって不足する栄養素等は、代替食の提供や家庭で補っていくように保護者へ協力を求める。

* 鶏卵は十分加熱調理することで、食物アレルギー反応を起こす力が弱くなることから、「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」【様式1】では、「加熱」「非加熱」の2区分とする。

* 牛乳はこれまでの対応で、「飲用のみ中止」の医師の指示がある子どもがいるため、牛乳（飲用）の区分を設ける。

(2) 給食やおやつ提供における食物アレルギー対応について

給食やおやつ提供における食物アレルギーの対応には、大きく分けて2つの対応がある。

ア 除去食 原因となる食物を除いた給食やおやつを提供する。

イ 代替食 原因となる食物を除き、代わりとなる食物を補った給食やおやつを提供する。

* 食物アレルギーのため、保育所給食を食べることが困難で、保護者からの希望があり、「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、医師の指示がある場合は、自宅から弁当を持参することもある。

その際には衛生面、栄養面に配慮した内容にすること、保育料からの減額等はない旨を事前に保護者に伝え、了解を得た上で弁当持参とする。

【様式3】お弁当持参申出書

(3) 保育所生活で食物アレルギーの対応が必要な場合について

保育所では、給食以外でも食物アレルギーに配慮が必要な場合がある。

ア 給食、おやつ時間（喫食中だけでなく配膳や下膳の際も配慮が必要）

イ 食物を扱う活動（小麦粉粘土・牛乳パック・かまぼこ板を使った工作・豆まき等）

Point

まれではあるが、ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす子どもがいる。

このような子どもは、原因物質を“食べる”だけでなく、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となるため、個々の子どもに応じた配慮が必要である。

具体的には、生活管理指導表に記載された主治医からの指示を参考に、保護者と十分な協議をして個別の対応をとる必要がある。

牛乳アレルギーや魚アレルギーのある子どもは、工作に使う牛乳パックやかまぼこ板に微量の成分が残存していた場合、それに接触または口に入れたりすることでアレルギー症状を起こす場合があるので、特に重症なアレルギーのある子どもがいる場合には配慮が必要である。

厚生労働省 平成23年3月 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン P46、47 参考

ウ 調理活動（ホットケーキ作り・カレー作り・ピザ作り等）

Point

食物アレルギーのある子どもがいる場合には、アレルギーを起こす食材を使わないなど、計画の段階から内容の検討が必要である。特に小麦を使った調理活動（ホットケーキやクッキー作り等）において、重症な小麦アレルギー児は空中に飛沫した微量の粉末によっても症状がまれに現れる場合があるので配慮が必要である。

エ 運動をする場面（食物依存性運動誘発アナフィラキシーと診断されている子どもがいる場合）

Point

原因となる食物を摂取して 2 時間以内に激しく運動をすることによりアナフィラキシー症状を起こす。幼児期は通常運動の強度が低いので学童期に比べるとまれにしか認められない。原因食物としては小麦、甲殻類が多くみられる。頻度としてはまれだが、発症した場合は呼吸困難やショック症状のような重篤な症状にいたるので注意が必要である。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状はおきず、気がつかずに誘発症状を繰り返す例もある。

厚生労働省 平成 23 年 3 月 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン P35 参考

2 面接から対応の決定及び解除方法について

(1) 食物アレルギー対応をする場合

ア 通常の場合

事務の流れ	対応者	実施内容	必要書類	留意事項
①入所面接時 食物アレルギー疾患の有無を確認 ↓	保育所長 保護者	○入所面接を行う ○食物アレルギーの状況について確認をし、保育所で対応が必要な場合は関係書類を渡す ○医療機関を受診し、医師に生活管理指導表を依頼する	おたより1 尼崎市立保育所での食物アレルギーの対応について おたより2 尼崎市立保育所給食で使用する食品について おたより3 保育所給食献立表 (保護者向け) おたより4・5 鶏卵(牛乳)アレルギーのあるお子さんの保護者様 様式1 生活管理指導表	○入所までに必要書類を提出してもらい、再度面接をおこなう
②再度面接 ↓	保育所長 調理師 担任 看護師(配置されている保育所のみ) 保護者	○生活管理指導表を基に保育所での具体的な取り組みについて相談する		○保護者向け給食献立表をもとに除去する食材のチェックをし、保護者と共通確認する(毎月末) ○緊急時に即、対応できるようにしておく
③保育所職員での対応と共通理解	保育所全職員	○全職員で共通確認をし、調理から配膳、片付け等、共通理解をする。緊急時の対応についてはよく確認し、半期に一回以上シミュレーションを行う	個別ファイルを作成 (全書類をまとめておく)	
④書類を担当課に提出 ↓	保育所長 担当課		様式1 生活管理指導表のコピー 様式10 食物アレルギー対応届出書	○ 様式1 は、保育所は原本、担当課はコピーを保管する
⑤生活管理指導表の見直し	保育所長 担任 保護者	○年に1回は、医療機関を受診し、生活管理指導表を提出してもらう(再評価)	様式1 生活管理指導表 様式10 食物アレルギー対応届出書	

(注) **様式1** 尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表は、生活管理指導表と表記

(注) 鶏卵(牛乳)アレルギーのある場合のみ配付

Point

Q: 担当課に提出の書類(生活管理指導表、除去解除申請書等)は、コピーの提出で良いのはなぜですか?

A: 生活管理指導表は、6カ月後又は、12カ月後の再評価となりますが、それまでにアレルギーの追加等の指示がある時に追記が必要な場合は、原本を医療機関に提出する必要があります。この場合、保育所に原本の保存が必要となります。

(書類保存年数: 6年)

担当課には、コピーを提出してください。(全保育所の食物アレルギー対応の状況把握が必要なため)

イ アナフィラキシー症状の既往、緊急時等に備えた処方薬がある場合

事務の流れ	対応者	実施内容	必要書類	留意事項
①入所面接時 食物アレルギー疾患の有無を確認 ↓	保育所長 保護者	○入所面接を行う ○食物アレルギーの状況について確認をし、保育所で除去食が必要な場合は関係書類を渡す ○医療機関を受診し、医師に生活管理指導表を依頼する	おたより 1 尼崎市立保育所での食物アレルギーの対応について おたより 2 尼崎市立保育所給食で使用する食品について おたより 4・5 鶏卵（牛乳）アレルギーのあるお子さんの保護者様 様式 1 生活管理指導表 様式 2 緊急時個別対応票	○入所までに必要書類を提出してもらい、再度面接をおこなう
②再度面接 ↓	保育所長 調理師 担任 看護師（配置されている保育所のみ） 保護者	○生活管理指導表を基に保育所での具体的な取り組みについて相談する	様式 3 お弁当持参申出書 様式 4 食物アレルギー用緊急時に備えた処方薬エピペン®預かり依頼票 様式 5 // 内服薬預かり依頼票 様式 6 緊急時対応のフローチャート（エピペン®の処方がある場合） 様式 7 // （エピペン®の処方がない場合） おたより 3 保育所給食献立表（保護者向け）	○アナフィラキシー症状の既往、緊急時等に備えた処方薬がある子どもは、緊急時個別対応票に保護者が記入し、同意の署名・捺印を求める ○フローチャートは、提示し、説明しながら確認する
③消防局長あてに依頼文を送付（エピペン®の処方がある子どもがいる場合）	保育所長 担当課 消防局	○消防局長あて依頼文を作成し、担当課に送付⇒担当課から消防局長あてに依頼文を送付する	様式 8 消防局長あて依頼文	○エピペン®の処方がある子どもがいる場合は、事前に消防局長あてに依頼文を送付する
④保育所職員での対応と共通理解	保育所全職員	○全職員で共通確認をし、調理から配膳、片付け等、共通理解をする。緊急時の対応についてはよく確認し、半期に1回以上シミュレーションを行う	個別ファイルを作成（全書類をまとめておく）	○保護者向け給食献立表をもとに除去する食材のチェックをし、保護者と共通確認する（毎月末） ○緊急時に即、対応できるようにしておく
⑤書類を担当課に提出 ↓	保育所長 担当課		様式 1 生活管理指導表のコピー 様式 10 食物アレルギー対応届出書	○ 様式 1 は、保育所は原本、担当課はコピーを保管する
⑥生活管理指導表と緊急時個別対応票の見直し	保育所長 担任 保護者		様式 1 生活管理指導表 様式 2 緊急時個別対応票 様式 3 お弁当持参申出書 様式 10 食物アレルギー対応届出書	

(注) 鶏卵（牛乳）アレルギーがある場合

(注) お弁当持参がある場合

(2) 食物アレルギー対応の解除をする場合（一部解除の場合・全解除の場合）

事務の流れ	対応者	実施内容	必要書類	留意事項
①保護者からの解除の申し出 ↓	担任 保護者	○医師の指示に基づく解除であることを確認する (医師からの書類は、不要) ○保護者に家庭での解除の状態を確認する		○保育所で提供する原因食品の最大量を家庭で複数回食べて、症状が出ないことを確認してもらう
②書類の提出 ↓	保育所長 担任 保護者		様式9 除去解除申請書 様式10 食物アレルギー一対応届出書	○複数の原因食品がある場合、食べられるようになった単品の原因食品だけでも、除去解除申請書により解除できる
③保育所職員での対応と共通理解	保育所 全職員 保育所長	○保護者から申請のあった内容を全職員で共通確認する		
④書類を担当課に提出	保育所長 担当課			○担当課には、 様式9 のコピーと 様式10 を提出する

(3) お弁当持参の解除をする場合（家庭からお弁当の持参申し出をしていた子どもが保育所でアレルギー対応食を実施する場合）

事務の流れ	対応者	実施内容	必要書類	留意事項
①保護者からの解除の申し出（口頭） ↓	担任 保護者	○医師の指示に基づく解除であることを確認する		
②お弁当持参届出書の保育所記入欄に受理印と受付者印を押印 ③再度面接 ↓	保育所長 担任 調理師 看護師（配置されている保育所のみ） 保護者	○生活管理指導表を基に保育所での具体的な取り組みについて相談する	様式1 生活管理指導表 様式2 緊急時個別対応票 様式3 お弁当持参届出書	○受理印は、保育所名・日付があることを確認する ○保護者向け給食献立表をもとに除去する食材のチェックをし、保護者と共通確認する（毎月末） ○緊急時に即、対応できるようにしておく
④保育所職員での対応と共通理解	保育所全職員	○保護者から申請のあった内容を全職員で共通確認する		
⑤書類を担当課に提出	保育所長 担当課		様式10 食物アレルギー一対応届出書	○担当課には、 様式10 と 様式3 のコピーを提出する

(注) アナフィラキシー症状の既往、緊急時等に備えた処方薬がある場合のみ必要

(4) アレルゲンが追加の場合

事務の流れ	対応者	実施内容	必要書類	留意事項
①保護者からのアレルゲン追加の申し出 	担任 保護者	○医師の指示に基づく追加であることを確認する ○ 既存の生活管理指導表 を渡す ○医療機関を受診し、医師に生活管理指導表を依頼する	様式1 生活管理指導表	○既存の生活管理指導表を医師に渡し、備考欄に追記の内容と年月日を記入してもらうことを伝える
②再度面接 	保育所長 担任 調理師 看護師（配置されている保育所のみ） 保護者	○生活管理指導表を基に保育所での具体的な取り組みについて相談する		○保護者向け給食献立表をもとに除去する食材のチェックをし、保護者と共通確認する（毎月末） ○緊急時に即、対応できるようにしておく
③保育所職員で対応と共通理解	保育所全職員	○保護者から申請のあった内容を全職員で共通確認する	様式10 食物アレルギー 一対応届出書	
④書類を担当課に提出	保育所長 担当課			○担当課には、 様式1 のコピーと 様式10 を提出する

Point

Q：アレルゲンが追加になった場合は、新たに生活管理指導表を提出してもらわなければいけませんか？

A：再評価内の生活管理指導表であれば、既存の生活管理指導表を医師に渡し、備考欄に追記の内容と年月日を記入してもらってください。

その場合、料金がかかるかどうかは、医療機関によって異なります。

保護者が再評価内に医療機関を受診される場合で、指導内容に変更が生じる可能性がある場合は、既存の生活管理指導表（原本）を渡してください。

ただし、既存の生活管理指導表と医療機関名又は医師名が異なる場合は、新たな生活管理指導表が必要です。

Point

Q：「除去食品の解除は保護者からの書面申請で可」としているが、除去は医師の指示に基づくのに、解除は保護者からの申請で良いとすることで混乱が生じませんか？

A：食物除去を保育所に要求するためには医師の診断が必要です。食べられるようになった食物に関して親の責任で解除を進めることに関して何の問題もありません。また、除去の解除は抗原ごとに個別・段階的に行われるため、除去が解除される度に診断書を求めることは現実的ではありません。また必要最小限の除去のために、除去の解除は、解除の都度更新されていくべきであり、申請が医師の診断書なく、保護者の情報からのみで良いことに妥当性があると考えます。しかし、保育所は除去の解除の申請を受けるときは、既に家庭で十分繰り返し当該食物を摂取し、かつ症状を認めない点を、面談などで確認する必要があります。

～厚生労働省保育所におけるアレルギー対応ガイドライン Q&A より～

3 調理・配膳・片付けについて

(1) 調理室における作業上の注意点

	調理作業上の注意点	配慮事項
作業前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応をする子どもの出欠確認 ○ 献立内容の確認（注意する食材、作業する手順等） ○ 使用する加工食品や調味料などの原材料の確認 ○ 調理中の原因食材を避ける作業分担、手順、導線を決めておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー一覧表を調理室内壁に掲示する ○ 食物アレルギー対応食は、最初に作り始めるので、出欠について早めに報告する（保護者へも伝え、早めに連絡してもらうよう依頼する）
下処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応食の食材は最初に仕込む ○ 食物アレルギー対応食の食材と他の食材は別々に保管する ○ 調理器具はよく洗浄し、消毒する ○ 食物アレルギーの原因となる食品のゆで汁やもどし汁等は他の食材に付かないよう注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人数を記入するボードについて <ul style="list-style-type: none"> ・ クラスごとの人数を記入 ・ 食物アレルギーの子どもの出欠状況をわかりやすく表示
調理中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応食の調理は複数の調理師がお互いに確認しながら進めて行く ○ 使い捨て手袋は作業ごとに取り替える 	
配膳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理台は、消毒し、整理整頓する ○ 食物アレルギー対応食は最初に盛り付け、ラップで覆う ○ 食物アレルギー対応食専用の必要事項（クラス名、名前、除去食材等）を明記した個別のトレイ、札などを用意する ○ 盛り付け後、再度、クラス名、名前、除去食材を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応食用の個別のトレイ、札などを準備する ○ 生活管理指導表を提出している全児童の給食は、指定のトレイに載せる ただし、牛乳の飲用のみ不可の児は、おやつ用のみにトレイを使用
ハッチ・リフトに出す時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応食の献立と食事の内容が合っているか確認する ○ 受け取りに来た保育士にアレルギー対応食を食べる子どもの名前、除去内容を伝え、保育士と双方声に出して確認をする ○ 保育士側がリフトから食事を受け取る場合は、必ず確認する ○ 最初に食物アレルギー対応食をリフトで上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応食の受け渡し方法を事前に決定しておく ○ トレイに載せた食物アレルギー対応の給食（おやつを含む）は、先に配膳する
洗浄・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食器や調理器具は、共有しているので念入りに洗浄し、食器消毒、保管庫にて消毒し、翌日の調理に備える 	



《給食用》



《おやつ用》

(2) 保育室における配膳から片付けまでの配慮事項

ア 配膳前の注意事項

(ア) 食物アレルギーのある子どもの給食は、名前が記入された個人用のトレイに配膳する。
(複数の場合は色分けするとわかりやすい) また、おかわりは、食物アレルギー用とわかるように用意する。

(イ) 調理室から給食を受け取る際は、受け取る保育士と渡す調理師の間で、アレルギー対応食を食べる子どもの名前、除去内容を聞き、双方声に出して必ず復唱すると共に食材を見て確認する。

(調理室→保育室の情報伝達の徹底)

(ウ) 食物アレルギー献立チェック表は、保育室に置いておき、(個人情報の管理に気をつける) 子どもに配膳する前に再度確認する。不安に思ったときは、必ず調理室に連絡を取り確認する。

土曜日は、職員がクラス担任でない場合があるので、担任がメニューを事前にチェックして、食材の変更内容を記載して、確認できるようにしておく。

(エ) 給食を受け取った保育士は、食物アレルギー対応食の内容をクラス内の他の保育士に伝達する。

イ 保育室での注意事項

(ア) 食物アレルギーのある子どもが座る位置は、常に一定にする。0、1、2歳児は子ども同士の手が届かない位置に離して座るようにする。

(イ) 台拭きは、他児とは別の物を使用する。

(ウ) 食物アレルギーのある子どもへの配膳は、保育士がそばで見守ることができるようになってから行う。

(エ) 食物アレルギーの子どもがおかわりをするときは、何をおかわりするのか保育士間で言葉をかけ合い、確認する。

(オ) 担当保育士は、食事終了までそばで見守るようにする。そばを離れる場合には、他の保育士に言葉をかけるようにする。

ウ 食事終了後の注意事項

(ア) 食事後は、食べこぼしがあるので、触れないように食事場所から離れるようにする。
食事を終了した他児との接触にも注意する。

(イ) 使用したエプロン、台拭き、おしぼり、衣類の扱いに気をつけ、テーブルや椅子、床などの清掃を丁寧にする。

(ウ) アナフィラキシーなどの重篤な症状のある子どもがいる場合は、清掃が済むまで子どもを保育室から離す。

エ 食物アレルギー対応の給食内容の表示について

給食展示のそばに設置したホワイトボードに食物アレルギー対応の給食内容を表示する。

*** 記入例 ***

*オニオンスープ

かき卵汁の卵を除いています。

*マヨネーズサラダ

マヨネーズを卵抜きマヨネーズで代替しています。

(3) エピペン®の預かりを希望する児童がある場合の対応について

エピペン®の預かりについて保護者から申し出があった場合は、事前に医師による緊急時の対応についてのエピペン実習を含む職場研修を実施し、緊急時の対応等のシミュレーションを行う等して、職員全員で共通確認をする。医師の指示については、生活管理指導表の備考欄に追記していただく。練習用エピペントレーナーは、貸し出し本数、希望日、返却日を担当課に口頭で依頼する。

4 緊急時の対応について

(1) 誤飲、誤食又は、疑わしい症状があった場合について

緊急時の対応は、緊急時フローチャート（エピペン®の処方がある場合、ない場合）【様式6】

【様式7】を基に行い、緊急時対応経過記録表【様式11】に状況、経過を記録する。

担当課に食物アレルギー事故報告書【様式12】に緊急時対応経過記録表【様式11】のコピーを添付して提出する。

事後対応として、

- ① 保護者への謝罪と説明
- ② 食物アレルギー事故報告書・緊急時対応経過記録表の作成
- ③ 所内検討
- ④ 担当課への報告

*誤飲、誤食が起こった場合は、症状が出なかった場合においても報告をすること。

Point ~ 通報(例) ~

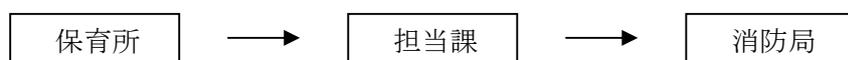
救急車を要請する場合は、「救急です。」「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です」と告げる。

- ・「エピペン®を保育所で預かっています」
- ・「いつ」・・・食事開始後〇分後
- ・「どこで」・・・〇〇保育所で
- ・「だれが」・・・〇才児の〇〇児
- ・「どうしたのか」・・・嘔吐している。強い腹痛を訴えている等を伝える。
- ・連絡者の氏名、保育所の所在地、連絡先、近くの目標となる建物などを伝える。

(2) 消防局との連携について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知（平成23年10月14日付雇児保発1014第2号）自己注射が可能な「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）を処方されている入所児童への対応についてにより「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）の処方を受けている入所児童がいる保育所等においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関との連携を図ること。とある。

これに従い、尼崎市消防局長あてに事前に情報提供を行う。【様式8 消防局長あて依頼文】



消防局への登録をした子どもが救急搬送された場合は、担当課に消防局から連絡がある。

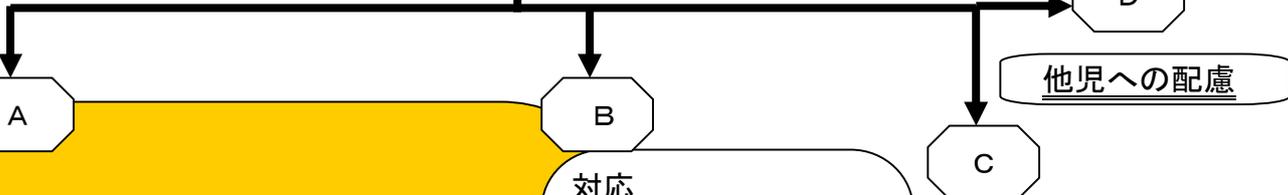
(3)

緊急時対応のフローチャート(エピペン®の処方がある場合)

誤飲・誤食又は、疑わしい症状があった場合

応援体制の確保

所長、または当日の責任者が指示をする



他児への配慮

通報

◎すぐに「119番通報」

- ・「救急です。」「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です」と告げる
 - ・「エピペン®を保育所で預かっています」
 - ・「いつ」………食事開始後〇分後
 - ・「どこで」………〇〇保育所で
 - ・「だれが」………〇才児の〇〇児
 - ・「どうしたのか」……嘔吐している、強い腹痛を訴えている等を伝える
 - ・連絡者の氏名、保育所の所在地、連絡先、近くの目標となる建物などを伝える
 - ・救急車が到着するまでの応急手当の方法を確認する
- * 救急車には、アレルギー児が発症する前後の様子が説明できる職員が同乗する。

対応

- ・ 仰向けに寝かせる
- ・ 足を少し高くする
- ・ 顔を横にむける
- ・ 保温に努める
- ・ 衣服を緩める



準備と記録

- ① エピペン®投与の準備
- ② 個人ファイルの準備
- ③ 緊急時対応経過記録表の作成

◎すぐに「保護者へ連絡」

- ・保護者へ確認事項
- 「今から救急車で搬送します」
- 「また連絡しますので電話はつながるようにしておいてください」と告げる

◎救急車到着までに症状が悪化した場合は、救急車の到着を待つことなく保育士が
エピペン®投与 (裏面参照) 生活管理指導表の指示に基づく

◎ 救急車到着

エピペン®投与が未摂取の場合、症状確認し、必要と判断した場合 → 救急救命士によりエピペン®投与

◎連携病院へ搬送

保護者へ搬送先の病院名を連絡する

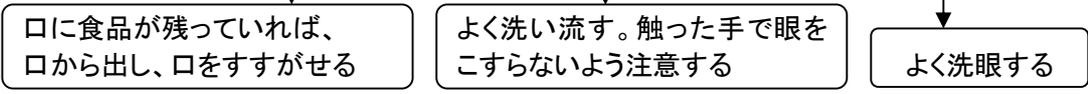
事後対応

- ① 保護者への謝罪と説明
- ② 食物アレルギー事故報告書・緊急時対応経過記録表の作成
- ③ 所内検討
- ④ 担当課への報告

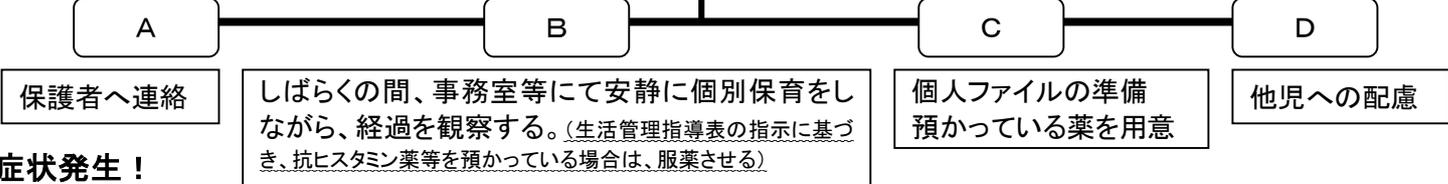
	1 (軽症)	2 (中等症)	3 (重症)
皮膚症状	部分的な赤み・じんま疹 軽いかゆみ	全身性な赤み じんま疹 強いかゆみ	
粘膜症状	くちびる、まぶたの腫れ 口、のどのかゆみ、違和感	顔全体の腫れ 飲み込みづらい	のどや胸がしめつけられる、 声がかすれる 持続するがまんできない腹痛
消化器症状	強い腹痛(がまんできる) 嘔気、1回の嘔吐、下痢	強い腹痛 複数回の嘔吐 下痢	 繰り返す嘔吐、下痢
呼吸器症状	鼻みず、鼻づまり くしゃみ あり 弱く持続しない咳	時々連続する咳、 咳込み 軽い息苦しさ 弱い喘鳴(ゼーゼーする呼 吸)	 持続する強い咳込み 犬の遠吠え様の咳 明らかな喘鳴 (ゼーゼーする呼吸) 呼吸困難、チアノーゼ
循環器症状		頻脈(+15回/分)	不整脈、血圧低下、 くちびるや爪が青白い ぐったり、意識低下〜消失 失禁
全身症状	やや元気がない	明らかに元気がない 横になりたがる	

* 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (厚生労働省 平成 23 年 3 月) P57 グレード分類一部改変 引用

(4) 緊急時対応のフローチャート(エピペン®の処方がない場合)



応援体制の確保
所長、または当日の責任者が指示をする



症状発生!

	1 (軽症)	2 (中等症)	3 (重症)
皮膚症状	部分的な赤み・じんま疹 軽いかゆみ	全身性な赤み じんま疹 強いかゆみ	
粘膜症状	くちびる、まぶたの腫れ 口、のどのかゆみ、違和感	顔全体の腫れ 飲み込みづらい	のどや胸がしめつけられる、 声がかすれる 持続するがまんできない腹痛
消化器症状	弱い腹痛(がまんできる) 嘔気、1回の嘔吐、下痢	強い腹痛 複数回の嘔吐 下痢	繰り返す嘔吐、下痢
呼吸器症状	鼻みず、鼻づまり、 くしゃみ あり 弱く持続しない咳	時々連続する咳、 咳込み 軽い息苦しさ 弱い喘鳴(ゼーゼーする呼吸)	持続する強い咳込み 犬の遠吠え様の咳 明らかな喘鳴 (ゼーゼーする呼吸) 呼吸困難、チアノーゼ
循環器症状		頻脈(+15回/分)	不整脈、血圧低下、 くちびるや爪が青白い
全身症状	やや元気がない	明らかに元気がない 横になりたがる	ぐったり、意識低下～消失 失禁

皮膚・粘膜症状のグレード1レベルのみ
の場合
★保護者に連絡

おおむねグレード2以上の症状を発症した場合
★救急車を呼ぶ
★保護者へ連絡
★主治医に連絡

近隣の場合でも、安
静にして搬送する

医療機関受診が必要ならば、
タクシーで搬送する

★搬送同行者
は、携帯電話・
個人ファイル・飲
ませた薬を持参

病院へ搬送

- 事後報告(症状が出なかった場合においても)
① 保護者への謝罪と説明 ② 緊急時対応経過記録表の作成 ③ 所内検討
④ 担当課への報告(医療機関受診の場合様式12・医療機関未受診の場合様式13)

Point <経緯>

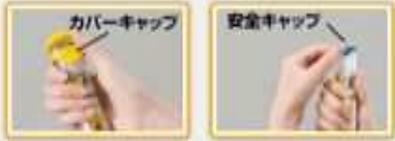
○ 救急救命処置の範囲等について一部改正され、厚生労働省医政局指導課長通知（平成 21 年 3 月 2 日付医政指発第 0302001 号）により、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ「エピペン®」を処方されている場合、救命救急士は「エピペン®」を使用することが可能となった。

○ 平成 21 年 7 月 6 日 文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課長より医政局医事課長宛の「医師法第 17 条の解釈について」の照会により「アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため医師法第 17 条によって禁止されている医師の免許を有しない者による医業に当たらず、医師法違反にならない」との見解。

○ まず、接種部位（太ももの前外側）を確認します

Step1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で押し開け、エピペンを取り出します。オレンジ色のニードルカバーを下に向けて、エピペンのまん中を片手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップをはずし、ロックを解除します。



- 青色の安全キャップをかふせた状態では、バネが固定されており、注射針が不用意に飛び出さないようにになっています。使用時まで青色の安全キャップは取り外さないでください。
- 安全キャップを外した後は、誤注射を防ぐため取り扱いに十分注意してください。
- 絶対に指または手等をオレンジ色のニードルカバーの先端に当てないように注意してください。
- 使用する前に注射器の窓から見える薬液が変色していないか、また沈殿物がないかを必ず確認してください。

Step2 注射

エピペンを太ももの前外側に垂直になるよう、オレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太もみに押し付けたまま数秒待ちます。エピペンを太ももから抜き取ります。



- 緊急の場合には、衣服の上からでも注射できます。
- エピペンの上下先端のどちらにも親指をかけないように握ってください。
- 太ももの前外側以外には注射しないでください。

Step3 確認

注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びているかどうかを確認します。ニードルカバーが伸びていれば注射は完了です（針はニードルカバー内にあります）。



- オレンジ色のニードルカバーが伸びていない場合は、注射は完了していませんので、再度、ステップ1～3を繰り返して注射してください。
- エピペンの注射後は、直ちに医師による診察を受けてください。

Step4 片づけ

使用済みのエピペンは、オレンジ色のニードルカバー側から携帯用ケースに戻します。



- 注射後は、オレンジ色のニードルカバーが伸びているため、携帯用ケースのふたは踏まりません。無理に押し込まないようにしてください。
- 注射後、薬液の大部分（約1.7mL）が注射器内に残っていますが、再度注射することはできません。
- エピペン注射液を使用した旨を医師に報告し、使用済みのエピペン注射器と青色の安全キャップを医療機関等にお返しいたください。

厚生労働省 平成 23 年 3 月 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインより引用

厚生労働省の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&Aにも示されているように「エピペン®」は、処方薬です。保育所で預かる場合は、生活管理指導表等に基づき、その子に対して処方されたものに限り、利用します。他のお子さんがアナフィラキシーショックを起こしても、それを利用することはできません。

5 ヒヤリハット報告について

事故を未然に防ぐためにリスクマネジメント（危機管理）を確立していくことが求められる。発生した場合は、状況の確認や要因を分析し検証を行い、ヒヤリハット報告書を作成する。

今後、事故を未然に防ぐために、評価した内容や対応について保育所内の周知を行う。ヒヤリハット報告書【様式13】は、月初に担当課へ提出する。

担当課は、全保育所において共通認識すると効果的であると考えられる事例については、全所に周知する。

6 様式・保護者向け配付文書（おたより）

様式一覧

様式番号	様式名称	参照ページ
【様式 1】	尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表 【両面】	P1、3、4、5、6、10、12
【様式 2】	緊急時個別対応票	P4、5
【様式 3】	お弁当持参申出書	P4、5
【様式 4】	食物アレルギー用緊急時に備えた処方薬 エピペン®預かり依頼票	P4
【様式 5】	食物アレルギー用緊急時に備えた処方薬 内服薬預かり依頼票	P4
【様式 6】	緊急時対応のフローチャート（エピペン®の処方がある場合） 【両面】	P4、9、10 11
【様式 7】	緊急時対応のフローチャート（エピペン®の処方がない場合）	P4、9、12
【様式 8】	消防局長あて依頼文（平成 年度尼崎市立保育所におけるエピペン®所持児童の緊急時の連携について）	P4、9
【様式 9】	除去解除申請書	P5
【様式10】	食物アレルギー対応届出書	P3、4、5、6
【様式11】	緊急時対応経過記録表 【両面】	P9、10、12
【様式12】	食物アレルギー事故報告書（事故発生記録票）	P9、10、12
【様式13】	ヒヤリハット報告書（安全確認書（報告））	P14

おたより一覧

おたより番号	おたより名称	参照ページ
【おたより1】	食物アレルギー対応が必要なお子さんの保護者様 尼崎市立保育所での食物アレルギーの対応について	P3、4
【おたより2】	尼崎市立保育所給食で使用する食品について	
【おたより3】	保育所給食献立表（保護者向け） 【両面】	
【おたより4】	鶏卵アレルギーのある子どもの保護者様 尼崎市立保育所における「加熱卵」「非加熱卵」の区分について	
【おたより5】	牛乳アレルギーのある子どもの保護者様 尼崎市立保育所における「牛乳・乳製品」「牛乳（飲用）」の区分について	

主治医様用 尼崎市保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表 記入要領

* 市内医療機関には、主治医用記入要領は、事前に配布しています。

他市医療機関に雇われる方には、様式1に主治医用記入要領を添えて渡してください。

尼崎市立保育所における食物アレルギー対応実施要領

《保護者向け配付等書類》

配付する時期	対 象	書 類
入所面接時及びアレルギーがある旨の申し出があった時	全ての食物アレルギー対応の子どもの保護者	【おたより 1】 食物アレルギー対応が必要なお子さんの保護者様 尼崎市立保育所での食物アレルギーの対応について 【おたより 2】 尼崎市立保育所給食で使用する食品について
毎月の月末	全ての食物アレルギー対応の子どもの保護者	【おたより 3】 保育所給食献立表（保護者向け）
食物アレルギー対応の面接時	全ての食物アレルギー対応の子どもの保護者	【様式 1】 尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表
	アナフィラキシーの既往がある場合、緊急時等に備えた処方薬がある子どもの保護者	【様式 2】 緊急時個別対応票 * 保護者記入押印 【様式 6・7】 緊急対応時フローチャートについて説明
	お弁当持参が必要な子どもの保護者	【様式 3】 お弁当持参申出書
	鶏卵アレルギーのある子どもの保護者	【おたより 4】 鶏卵アレルギーのある子どもの保護者様 尼崎市立保育所における「加熱卵」「非加熱卵」の区分について
	牛乳アレルギーのある子どもの保護者	【おたより 5】 牛乳アレルギーのある子どもの保護者様 尼崎市立保育所における「牛乳・乳製品」「牛乳（飲用）」の区分について
処方薬の預かり依頼があった時	処方薬の預かりが必要な子どもの保護者	【様式 4】 エピペン®預かり依頼票 【様式 5】 内服薬預かり依頼票
除去解除の申請があった時	・食物アレルギー対応食をすべて解除の申請をした子どもの保護者 ・食物アレルギー対応食の一部解除の申請をした子どもの保護者	【様式 9】 除去解除申請書 (食物アレルギー対応食全解除・一部解除)
アレルゲンが追加(変更)になった時	・再評価内にアレルゲンが追加(変更)になった子どもの保護者	既存の生活管理指導表（指示内容記載済の【様式 1】）
対処方法等に変更があった時(例:薬の処方等)	・再評価内にアレルゲンが追加(変更)になった子どもの保護者	既存の生活管理指導表（指示内容記載済の【様式 1】）
医療機関又は医師を変更する時	・かかりつけ医を変更する子どもの保護者	【様式 1】 尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表

《保育所内で使用する書類》

時 期	対 象	書 類
食物アレルギー 対応の面接時	全ての食物アレルギー対応の子どもの保護者	【様式1】 尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表 【様式10】 食物アレルギー対応届出書 ⇒様式1のコピーと様式10を担当課に提出する
家庭からお弁当持参の申し出時	家庭からお弁当持参の申し出がある子どもの保護者	【様式3】 お弁当持参申し出書 お弁当持参解除の場合は、保護者の口頭による申し出とし【様式3】の右下に受理印、受付者印を押印する ⇒コピーを担当課に提出する
毎月の月末まで	全ての食物アレルギー対応の子どもの保護者	保護者がチェックした【おたより3】 保育所給食献立表（保護者向け）を基に保育所内でアレルギー対応を検討する
ヒヤリハットがあった時	対象の食物アレルギー対応の子ども	【様式13】 ヒヤリハット報告書（安全確認書（報告）） 例月のヒヤリハット報告時に担当課へ提出する（兼用可）
エピペン®の預かり依頼があった場合	対象の食物アレルギー対応の子ども	【様式8】 消防局長あて依頼文 依頼文を作成し、担当課にメールで提出する 担当課から消防局に依頼する
緊急時	緊急的な対応を実施した食物アレルギー対応の子ども	【様式6】【様式7】 緊急時対応フローチャート 【様式1】 尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表 【様式2】 緊急時個別対応票 【様式11】 緊急時対応経過記録表 *救急車を要請した場合は、【様式1】【様式2】【様式11】のコピーを消防隊へ提出する
事故後	対象の食物アレルギー対応の子ども	【様式11】 緊急時対応経過記録表 【様式12】 食物アレルギー事故報告書（事故発生記録票） ⇒担当課に報告する

《保育所内で実施すること》

毎 日	食物アレルギー対応の献立についてホワイトボードに記入して、保護者に知らせる
-----	---------------------------------------

尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表

提出日 年 月 日

ふりがな 名前			男 ・ 女
生年月日	平成 ・ 令和 年 月 日 生	保育所名	尼崎市立 保育所
診断名	1 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2 即時型 3 その他 ()	症状	
アナフィラキシー 症状の既往	あり	原因食物 ()	
	なし	最後の発症年月日 年 月 日	
原因食物 (該当する食品に○を記入)		除去食品で 摂取不可能なものに ○を記入	除去根拠 (以下の該当番号をすべて記入) ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE 抗体等検査結果陽性 ④未摂取
1 鶏卵 (加熱) 鶏卵 (非加熱)		卵殻カルシウム	
2 牛乳・乳製品 牛乳 (飲用)		乳糖	
3 小麦		醤油・酢・麦茶	
4 ソバ			
5 ピーナッツ			
6 大豆		大豆油・醤油・味噌	
7 ゴマ		ゴマ油	
8 ナッツ類 (すべて・クルミ・アーモンド・)			
9 甲殻類 (すべて・エビ・カニ・)			
10 軟体類・貝類 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)			
11 魚卵 (すべて・イクラ・タラコ・)			
12 魚類 (すべて・サバ・サケ・)		かつおだし・いりこだし	
13 肉類 (鶏肉・牛肉・豚肉・ゼラチン)		エキス	
14 果物類 (キウイ・バナナ・)			
15 その他 ()			
アレルギー用調整粉乳	1 不要		
	2 必要 ニューMA-1・ミルフィー・その他 ()		
症状が出た時の 対処方法 (該当する番号に○を記入)	1 内服薬 ()		} 1 または 2 に該当する 場合は、裏面の緊急時の 対応を記入
	2 自己注射 (エピペン®0.15mg ・ 0.3mg) 体重 kg		
	3 医療機関受診		
本指導表の内容に関して (6ヵ月後 ・ 12ヵ月後) に再評価が必要です。(いずれかに○)			
年 月 日		医療機関名	
		住所	
		電話番号	
		医師名	
			印

緊急時個別対応票

尼崎市立	保育所	生年月日	性別	原因食物			
ふりがな 児童名		年 月 日					
特有の初期症状							
緊急時等に備えた処方薬 * () 内には薬名を記入 (裏面追記可)		薬名 ()	処方日	有効期限	使用日	保育所での保管場所	
	①	抗ヒスタミン薬 ()					
		ステロイド薬 ()					
	②	エピペン®					
	③						
主治医	病院名	住所	電話番号	科目	診察券番号	医師名	
救急搬送先医療機関①	病院名	住所	電話番号	科目	診察券番号	医師名	
救急搬送先医療機関②	病院名	住所	電話番号	科目	診察券番号	医師名	
自宅	住所				電話番号		
保護者連絡先	氏名	続柄	勤務先・電話番号		携帯電話		
<p>* 児童の状態や病院の受入れ状況等により、事前に確認した上記の医療機関への搬送ができない場合があることを承諾します。</p> <p>* エピペン®をお預かりした場合は、あらかじめ消防局へ情報（保護者携帯番号を含む）提供します。この情報は、尼崎市教育委員会の登録と同一の登録となり、教育委員会にも保育所で登録した内容が知らされます。また、救急搬送時には、緊急時個別対応票及び緊急時対応経過記録表を消防隊に提出することを承諾します。</p> <p>* エピペン®は、本人の意思にかかわらず、尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表の医師の指示に従い投与することを承諾します。</p> <p>* 「緊急時対応のフローチャート」「緊急時等に備えた処方薬について」の内容に関して同意します。</p> <p>年 月 日 以上の内容について同意します。</p> <p>保護者署名 _____</p>					保護者確認(サイン)		
					年 月 日	作成	
					年 月 日	継続・訂正	
					年 月 日	継続・訂正	
					年 月 日	継続・訂正	
					年 月 日	継続・訂正	
					年 月 日	継続・訂正	

アナフィラキシー既往あり・エピペン®処方あり・内服薬処方ありの場合記入

緊急時個別対応票（裏面）

尼崎市立	保育所	生年月日	性別	原因食物		
ふりがな 児童名		年 月 日				
特有の初期症状						
緊急時等に備えた 処方薬 * () 内には薬名を 記入	①	薬 名	処方日	有効期限	使用日	保育所での保管場所
		抗ヒスタミン薬 ()				
		抗ヒスタミン薬 ()				
		抗ヒスタミン薬 ()				
		抗ヒスタミン薬 ()				
		抗ヒスタミン薬 ()				
		ステロイド薬				
		ステロイド薬 ()				
		ステロイド薬 ()				
		ステロイド薬 ()				
	ステロイド薬 ()					
	②	エピペン®				
		エピペン®				
		エピペン®				
	③					

年 月 日

お弁当持参申出書

尼崎市立 保育所長 様

食物アレルギーで保育所給食が食べられないため、下記のとおり、家庭からお弁当を持参することを申し出ます。

- 1 保育所名 尼崎市立 保育所
- 2 児童氏名
- 3 生年月日 年 月 日 (歳)
- 4 住 所 尼崎市
- 5 確認事項

- (1) お弁当持参は、尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表に基づき、医師の指示により持参します。
- (2) お弁当は、衛生面、栄養面に配慮して持参します。
- (3) 保育料の減額は、無いことを了承します。
- (4) 医師の指示により、お弁当持参解除の場合はただちに申し出ます。

保護者氏名 _____ 印

保育所記入欄

お弁当持参解除申し出受理日

受理印

受付
者印

緊急時対応のフローチャート(エピペン®の処方がある場合)

誤飲・誤食又は、疑わしい症状があった場合

応援体制の確保

所長、または当日の責任者が指示をする

A

通報

◎すぐに「119番通報」

- ・「救急です。」「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です」と告げる
 - ・「エピペン®を保育所で預かっています」
 - ・「いつ」……………食事開始後〇分後
 - ・「どこで」……………〇〇保育所で
 - ・「だれが」……………〇才児の〇〇児
 - ・「どうしたのか」…嘔吐している、強い腹痛を訴えている等を伝える
 - ・連絡者の氏名、保育所の所在地、連絡先、近くの目標となる建物などを伝える
 - ・救急車が到着するまでの応急手当の方法を確認する
- * 救急車には、アレルギー児が発症する前後の様子が説明できる職員が同乗する。

対応

- ・ 仰向けに寝かせる
- ・ 足を少し高くする
- ・ 顔を横にむける
- ・ 保温に努める
- ・ 衣服を緩める



準備と記録

- ① エピペン®投与の準備
- ② 個人ファイルの準備
- ③ 緊急時対応経過記録表の作成

他児への配慮

C

D

◎すぐに「保護者へ連絡」

- ・保護者へ確認事項
- 「今から救急車で搬送します」
- 「また連絡しますので電話はつながるようにしておいてください」と告げる

◎救急車到着までに症状が悪化した場合は、救急車の到着を待つことなく保育士が
エピペン®投与 (裏面参照) 生活管理指導表の指示に基づく

◎ 救急車到着

エピペン®投与が未摂取の場合、症状確認し、必要と判断した場合 → 救急救命士によりエピペン®投与

◎連携病院へ搬送

保護者へ搬送先の病院名を連絡する

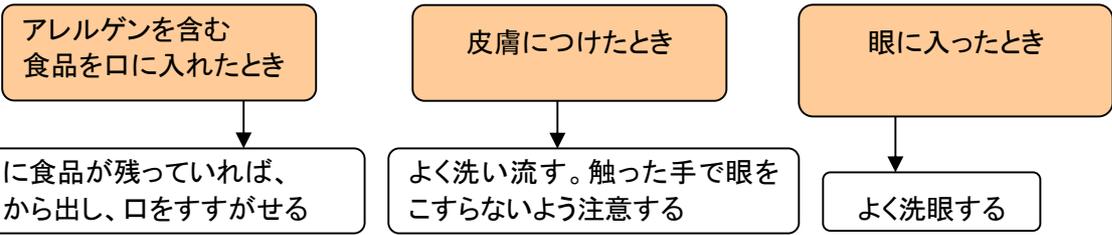
事後対応

- ① 保護者への謝罪と説明
- ② 食物アレルギー事故報告書・緊急時対応経過記録表の作成
- ③ 所内検討
- ④ 担当課への報告

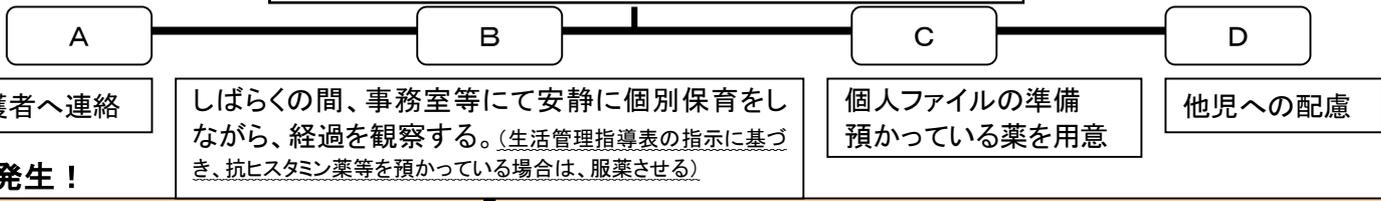
エピペン®の処方がある場合の裏

	1 (軽症)	2 (中等症)	3 (重症)
皮膚症状	部分的な赤み・じんま疹	全身性な赤み じんま疹	
粘膜症状	軽いかゆみ	強いかゆみ	
	くちびる、まぶたの腫れ	顔全体の腫れ 飲み込みづらい	のどや胸がしめつけられる、 声がかすれる
消化器症状	口、のどのかゆみ、違和感	強い腹痛	持続するがまんできない腹痛
	弱い腹痛(がまんできる) 嘔気、1回の嘔吐、下痢	複数回の嘔吐 下痢	繰り返す嘔吐、下痢
呼吸器症状	鼻みず、鼻づまり くしゃみ あり	時々連続する咳、 咳込み	持続する強い咳込み 犬の遠吠え様の咳
	弱く持続しない咳	軽い息苦しさ 弱い喘鳴(ゼーゼーする呼吸 吸)	明らかな喘鳴 (ゼーゼーする呼吸) 呼吸困難、チアノーゼ
循環器症状		頻脈(+15回/分)	不整脈、血圧低下、 くちびるや爪が青白い
全身症状	やや元気がない	明らかに元気がない 横になりたがる	ぐったり、意識低下〜消失 失禁

緊急時対応のフローチャート(エピペン®の処方がない場合)



応援体制の確保
所長、または当日の責任者が指示をする



症状発生!

	1 (軽症)	2 (中等症)	3 (重症)
皮膚症状	部分的な赤み・じんま疹 軽いかゆみ	全身性な赤み・じんま疹 強いかゆみ	
粘膜症状	くちびる、まぶたの腫れ 口、のどのかゆみ、違和感	顔全体の腫れ 飲み込みづらい	のどや胸がしめつけられる、声がかすれる 持続するがまんできない腹痛
消化器症状	弱い腹痛(がまんできる) 嘔気、1回の嘔吐、下痢	強い腹痛 複数回の嘔吐 下痢	繰り返す嘔吐、下痢
呼吸器症状	鼻みず、鼻づまり くしゃみ あり 弱く持続しない咳	時々連続する咳、咳込み 軽い息苦しさ 弱い喘鳴(ゼーゼーする呼吸)	持続する強い咳込み 犬の遠吠え様の咳 明らかな喘鳴(ゼーゼーする呼吸) 呼吸困難、チアノーゼ
循環器症状		頻脈(+15回/分)	不整脈、血圧低下、くちびるや爪が青白い
全身症状	やや元気がない	明らかに元気がない 横になりたがる	ぐったり、意識低下～消失 失禁

皮膚・粘膜症状のグレード1レベルのみの場合
★保護者に連絡

おおむねグレード2以上の症状を発症した場合
★救急車を呼ぶ
★保護者へ連絡
★主治医に連絡

近隣の場合でも、安静にして搬送する

医療機関受診が必要ならば、タクシーで搬送する

★搬送同行者は、携帯電話・個人ファイル・飲ませた薬を持参

病院へ搬送

事後報告(症状が出なかった場合においても)
① 保護者への謝罪と説明 ② 緊急時対応経過記録表の作成 ③ 所内検討
④ 担当課への報告(医療機関受診の場合様式12・医療機関未受診の場合様式13)

尼係指 号

年 月 日

消防局長 様

こども青少年局長

年度 尼崎市立保育所におけるエピペン®所持児童の緊急時の連携について

みだしのことについて、次のとおり報告します。

つきましては、緊急時に救急車を要請した際には、可能なかぎり救急救命士の派遣をお願いいたします。

- 1 保育所名 尼崎市立 保育所
- 2 保育所の住所 尼崎市
- 3 保育所の電話番号 06-
- 4 処方薬名 エピペン® (0.15mg ・ 0.3mg)
- 5 対象児童

	ふりがな 児童氏名	性別	年齢 (歳 か月) * 年 4 月 1 日現在の年齢 (歳児クラス)	かかりつけ 医療機関名 電話番号	備 考
①					
②					

以 上

(尼崎市立 保育所 所長 ○○)

電話 06- -

(保護者記入：食物アレルギー対応食全解除・一部解除の場合使用)

除去解除申請書

(食物アレルギー対応食全解除・一部解除)

年 月 日

_____ 保育所

(_____ 組) 児童名 _____

本児は、食物アレルギーのため、除去していた（食物名： _____ ）
に関して、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師（医療機関名： _____ ）
の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、保育所に
おける解除をお願いします。

保護者名： _____ 印

提出日 令和 年 月 日

保育指導課長 様

() 保育所長

食物アレルギー対応届出書

下記児童の食物アレルギー対応について次のとおり届出します。

実施状況 (新規・ 変更・ 継続 終了 { 治癒・退所 })

ふりがな 氏名		生年月日	H 年 月 日生 R	歳児クラス
アレルギー(原因食品)				
自己注射エピペン®の 預かりの有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 長期・ <input type="checkbox"/> 毎日)		・	<input type="checkbox"/> 無
症状出現の場合の内服 薬預かりの有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 長期・ <input type="checkbox"/> 毎日)		・	<input type="checkbox"/> 無
アナフィラキシー症状の 既往の有無	<input type="checkbox"/> 有		・	<input type="checkbox"/> 無
切替開始年月日	令和 年 月 日			
保育所での対応について				

緊急時対応経過記録表

記録者 ()

氏名 _____ 体重 (kg) _____ 生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

1	誤食した時間	年 月 日 () AM・PM 時 分
2	発症時間	年 月 日 () AM・PM 時 分
3	食べたもの (飲んだ・触れた・吸い込んだ等を含む) とその量	
4	処置 ほか <input type="checkbox"/> に✓点	【初期処置】 <input type="checkbox"/> 口の中のものを取り除く <input type="checkbox"/> うがいをする <input type="checkbox"/> 手を洗う <input type="checkbox"/> 触れた部位を洗い流す
		【内服など】 内服薬などの使用 (内容) 時 分
		【エピペン®】 エピペン®の使用 あり ・ なし 時 分
		【連絡確認】 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 (:) <input type="checkbox"/> 主治医・嘱託医への連絡 <input type="checkbox"/> 所長への報告 <input type="checkbox"/> 救急隊へ連絡 (:)
5	症状	軽症 (グレード1) ① 部分的な赤み・じんましん、軽いかゆみ 時 分 ② くちびる・まぶたの腫れ、口・のどのかゆみや違和感 時 分 ③ 弱い腹痛、嘔気、1回の嘔吐、下痢 時 分 ④ 鼻汁、鼻づまり、くしゃみ、 時 分 ⑤ 弱く連続しない咳 時 分 ⑥ やや元気がない 時 分
		中等症 (グレード2) ⑦ 全身性の赤み・じんましん、強いかゆみ 時 分 ⑧ 顔全体の腫れ、飲み込みづらい 時 分 ⑨ 強い腹痛、複数回の嘔吐、下痢 時 分 ⑩ 時々連続する咳、咳込み、軽い息苦しさ 時 分 弱い喘鳴 (ゼーゼーする呼吸) ⑪ 頻脈 (+15回/分) 時 分 ⑫ 明らかに元気がない、横になりたがる 時 分
		重症 (グレード3) ⑬ のどや胸がしめつけられる、声がかすれる 時 分 ⑭ 持続する我慢できない腹痛、繰り返す嘔吐、下痢 時 分 ⑮ 持続する強い咳込み、犬の遠吠え様の咳 時 分 明らかな喘鳴 (ゼーゼーする呼吸)、呼吸困難 ⑯ 不整脈、血圧低下、くちびるや爪が青白い 時 分 ⑰ ぐったり、意識低下～消失、失禁 時 分
		心肺停止 時 分

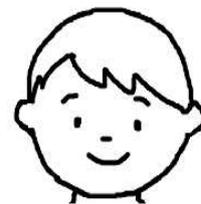
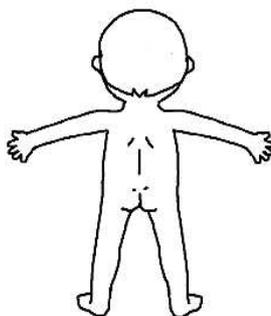
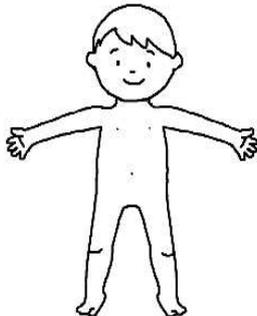
	症状経過	時間	症状	脈拍	呼吸状態	体温
6	(平熱 ℃)	:				
	記入例	:				
	・脈拍は、1 分間の回数や、触れる・触れないなど	:				
	・呼吸状態は、1 分間の回数や荒い・ふつう等	:				
	参考	:				
	・安静時呼吸数	:				
	乳児:30~40 回/分	:				
	幼児:20~30 回/分	:				
	・安静時脈拍数	:				
	乳児:120~140 回/分	:				
	幼児:90~120 回/分	:				
	(参考: 保育所・幼稚園における健康管理マニュアル: 兵庫県医師会・兵庫県 H26.3)	:				
		:				

事 故 発 生 記 録 票

No.1

児 童 名	() 歳 男・女			保育所
事 故 日 時	年 月 日 ()		午前・午後	時 分
発 生 場 所	園舎内	保育室・廊下・階段・ベランダ・便所・その他 ()		
	園舎外	園庭・プール・遊具・足洗い場・その他 ()		
		遊具【鉄棒・滑り台・ジャングルジム・登り棒・砂場・その他 ()】		
	園 外	道路・公園 () ・その他 ()		
発 生 状 況	(何をしていて・原因・どのような状態で)			
応 急 処 置				
連 絡	時 分	父 ・ 母 ・ その他 () ・ 保育課		
受 診	時 分	病院名	同伴者名	
受 診 結 果				
搬 送 方 法	救急車 ・ 自転車 ・ タクシー ・ その他 ()			
薬 の 投 与	有 () ・ 無			
次 回 受 診	有 () ・ 無			
独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用	適	否		
治癒年月日				

<怪我の部位>



記録者名 ()

*ヒヤリハット報告書

安全確認書(報告)

_____ 保育所

安全点検実施日 年 月 日 ()

職場検討実施日 年 月 日 ()

月 ヒヤリハット等報告

安全委員()

年 齢	内 容	要 因 等
0歳児		
1歳児		
2歳児		
3歳児		
4歳児		
5歳児		
今月発生した事故(報告・状況)		
未然防止の取組み(職員配置、職員の配慮、施設点検等)		
前月の課題(要因)で改善された内容		継続されている課題

尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表

提出日 年 月 日

ふりがな 名前				男 ・ 女
生年月日	年 月 日 生	保育所名	尼崎市立	保育所

*** 保護者の方に保育所からお渡しする場合は、記入してご持参いただきます**

診断名	1 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2 即時型 3 その他 ()	症状	
-----	--	----	--

アナフィラキシー 症状の既往	あり	原因食物 () 最後の発症年月日 年 月 日
	なし	

原因食物 (該当する食品に○を記入)	除去食品で 摂取不可能なものに ○を記入	除去根拠 (以下の該当番号をすべて記入) ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE 抗体等検査結果陽性 ④未摂取
--------------------	----------------------------	---

1 鶏卵 (加熱) 鶏卵 (非加熱)	非加熱卵として区分するものは、マヨネーズ・カスタードクリーム・プリンで、加熱卵に区分するものは、焼く、炒める、煮るなどの保育所で調理したものとクッキーなどの市販菓子及びハム、ソーセージなどの加工品に含まれる卵です
-----------------------	--

2 牛乳・乳製品 牛乳 (飲用)	牛乳は、飲用のみ中止の指示のあるケースがある実態に即して牛乳・乳製品と牛乳 (飲用) に区分しました
---------------------	--

3 小麦	醤油・酢・麦茶
------	---------

4 ソバ	調味料などに極少量含まれている場合も摂取不可のものについては、○をつけてください
5 ピーナッツ	
6 大豆	

7 ゴマ	ゴマ油
------	-----

8 ナッツ類 (すべて・クルミ・アーモンド・)	
--------------------------	--

9 甲殻類 (すべて・エビ・カニ・)	
---------------------	--

10 軟体類・貝類 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)	
------------------------------------	--

11 魚卵 (すべて・イクラ・タラコ・)	
-----------------------	--

12 魚類 (すべて・サバ・サケ・)	かつおだし・いりこだし
---------------------	-------------

13 肉類 (鶏肉・牛肉・豚肉・ゼラチン)	エキス
------------------------	-----

14 果物類 (キウイ・バナナ・)	製造ライン、接触によるものも禁止する場合には、15その他に記載してください * 保育所では、卵、牛乳などを調理する給食と同様の調理室で調理しています
15 その他 ()	

アレルギー用調整粉乳	1 不要
	2 必要 ニューMA-1・ミルフィー・その他 ()

症状が出た時の 対処方法 (該当する番号に○を記入)	1 内服薬 ()	1 または 2 に該当する場合は、裏面の緊急時の対応を記入
	2 自己注射 (エピペン®0.15mg ・ 0.3mg) 体重 kg	
	3 医療機関受診	

本指導表の内容に関して (6ヵ月後 ・ 12ヵ月後) に再評価が必要です。(いずれかに○)

年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

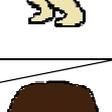
*** ご署名、ご捺印をお願いします**

印

緊急時の対応

* 下記表を参考に、薬の使用、受診の目安について、該当するグレードに○をつけてください。

- ・内服薬の使用・抗ヒスタミン薬 (薬名:): グレード1 ・ グレード2 ・ グレード3
- ・ステロイド薬 (薬名:): グレード1 ・ グレード2 ・ グレード3
- ・その他 (薬名:): グレード1 ・ グレード2 ・ グレード3
- ・自己注射 (エピペン®0.15mg・0.3mg) の使用 : グレード1 ・ グレード2 ・ グレード3
- ・医療機関受診 : グレード1 ・ グレード2 ・ グレード3
- ・救急搬送 : グレード1 ・ グレード2 ・ グレード3

	1 (軽症)	2 (中等症)	3 (重症)
皮膚症状	部分的な赤み・じんま疹	全身性な赤み じんま疹 	
	軽いかゆみ	強いかゆみ 	
粘膜症状	くちびる、まぶたの腫れ	顔全体の腫れ 	
	口、のどのかゆみ、違和感	飲み込みづらい	のどや胸がしめつけられる、 声がかすれる
消化器症状	弱い腹痛(がまんできる)	強い腹痛 	持続するがまんできない腹痛
	嘔気、1回の嘔吐、下痢	複数回の嘔吐 下痢	繰り返す嘔吐、下痢 
呼吸器症状	鼻みず、鼻づまり くしゃみ あり 	時々連続する咳、 咳込み 	持続する強い咳込み 犬の遠吠え様の咳 
	弱く持続しない咳	軽い息苦しさ 弱い喘鳴(ゼーゼーする呼吸)	明らかな喘鳴 (ゼーゼーする呼吸) 呼吸困難、チアノーゼ 
循環器症状		頻脈(+15回/分)	不整脈、血圧低下、 くちびるや爪が青白い
全身症状	やや元気がない	明らかに元気がない 横になりたがる 	ぐったり、意識低下~消失 失禁 

* 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (厚生労働省平成 23 年 3 月) P57 グレード分類 一部改変 引用

* 太字: 一般向けエピペン®の適応 (日本小児アレルギー学会)

備考

*** 保育所への指導事項等がありましたら記載してください。
また、次回の再評価期間内に変更 (アレルゲンの追加、対処方法等) がございましたら、
備考欄に指示内容を追記いただき、日付・医療機関名・医師名をご記入ください。**

*** 解除 (一部・全部) は、医師の指導のもと、これまで複数回食べても症状が出ないことを
確認した上で保護者からの申し出により対応します。**

尼崎市こども青少年局
 保育児童部 保育指導課長

尼崎市立保育所での食物アレルギーの対応について

保育所での食物アレルギー対応は、誤食や誤飲による事故を起こさないことを最優先に考え、**完全除去の対応**を基本とします。

実施にあたっては、**医師の指導に基づき**、ご家庭と連携を密にしてすすめていきます。
 対応について不明な点や疑問点は保育所へお問い合わせください。

1 食物アレルギー対応の開始までの流れ

保育所では、次の手順で、食物アレルギー対応をさせていただきます。

- (1) 医療機関を受診し、医師に「**尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表**」(以下「**生活管理指導表**」と記載します)を記入していただきます。これまで使用していた**指示書ではありません**。(医療機関の定める**文書料金が必要**です。)
- (2) 医師に記入していただいた、「**生活管理指導表**」を保育所に提出します。
 アナフィラキシー症状の既往がある場合や緊急時の処方薬をお預かりする場合は、別途「**緊急時個別対応票**」に同意の署名と捺印をいただきます。
- (3) 「**生活管理指導表**」をもとに、保護者と保育所とで具体的な取り組みの相談と確認を行います。
 なお、状況が変わった場合(ご家庭でアナフィラキシー症状を発症したり新たに薬を処方された場合等)は、その都度保育所へお知らせください。

2 食物アレルギー対応についてのお願い

- (1) 年に1回は、医療機関を受診し、「**尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表**」の提出をお願いします。また、「**緊急時個別対応票**」を使用している場合は、内容を確認していただき、**継続・訂正の確認印**をお願いします。
- (2) 前月に次月の「**保育所給食献立表**」を配付しますので、除去食品にチェックをして、保育所に提出してください。
- (3) 保護者の希望があり、「**生活管理指導表**」に基づき、医師の指示がある場合は、自宅から弁当を持参することもできます。
 その際には、衛生面、栄養面に配慮した内容にしていただき、保育料の減額等はありませんのでご了解いただきますようお願いいたします。
- (4) 医師の指導のもと、除去食品を家庭で複数回食べて問題がない場合、「**除去解除申請書**」(保護者記入)を提出し、除去を解除します。

保育所での完全除去について

症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物を全て除去します。
 除去する食物は、医師の指導「**尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表**」に基づき対応します。
 保育所で使用する食器、調理器具は基本的に他の園児と共通のものを使用します。
 また、アレルギー対応の給食も通常の給食と同一の調理施設(保育所内の給食室)で調理します。
 完全除去によって不足する栄養素は、ご家庭の食事において補っていくようお願い致します。

尼崎市立保育所給食で使用する食品について

保育所では、主に下記の食品を使用します。

なお、毎月使用する食品については、お配りします献立表をご覧ください。また、尼崎市のホームページでも当月の献立を確認できます。

保育所で食物アレルギーが発症することを防止するために保育所で初めて食べる食品がないようにご協力をお願いします。

〈保育所で主に使用する食品一覧〉

分類	食品名
穀類	ごはん パン うどん そうめん 中華めん スパゲティ マカロニ ふ ビーフン はるさめ マロニー 小麦粉 パン粉 わらび粉 上新粉 白玉粉 ぎょうざの皮 ワンタンの皮
いも、 でんぷん類	じゃがいも さつまいも さといも やまいも 片栗粉 コーンスターチ こんにゃく
砂糖類	砂糖 黒砂糖 はちみつ メープルシロップ ケーキシロップ
菓子類	クッキー類 ビスケット類 せんべい類 ケーキ類 ボーロ ウェハース ポップコーン コーンフレーク ゼリー類 パイ類
油脂類	なたね油 ごま油 オリーブオイル バター
種実類	ごま 栗
豆類	あずき グリンピース そら豆 大豆 枝豆 きな粉 豆腐 高野豆腐 おから 豆乳 いんげん きぬさや ゆば 厚揚げ 油あげ えんどう豆
魚介類及び加 工食品	さわら さば メルルーサ さけ ぶり かれい わかさぎ ししゃも いか あさり ちりめんじゃこ (まれに、いか・えびが混ざっていることがあります) かまぼこ ちくわ さつまあげ なんと巻 かつおぶし 煮干 ツナ(缶詰) めざし
肉類(加工食品を 含む)	牛肉 豚肉 鶏肉 ハム ベーコン ウィンナーソーセージ ゼラチン 鶏レバー 焼き豚
卵類	鶏卵
乳類	牛乳 ヨーグルト チーズ スキムミルク 調整粉乳(ミルク)
野菜類	青ねぎ オクラ かぶ かぼちゃ カリフラワー きゃべつ きゅうり にんにく ごぼう こまつな 春菊 しょうが セロリ 大根 たけのこ 玉葱 チンゲンサイ とうがん とうもろこし トマト 白菜 なす パセリ にら 人参 白ねぎ ピーマン パプリカ ブロッコリー ほうれんそう 水菜 みつば もやし レタス れんこん 豆苗 切り干し大根
果実類	いちご みかんなどの柑橘類(缶詰含む) すいか メロン 梨 レモン りんご 柿 ぶどう(生・干し) もも(缶詰) パイナップル(缶詰) ジャム類 ジュース類
きのこ類	えのきたけ しいたけ(生・干し) しめじ マッシュルーム エリンギ
藻類	昆布 わかめ のり ひじき 青のり かんてん
油脂類及び 調味料	マヨネーズ ケチャップ しょうゆ(濃口・淡口) 塩 みそ 鶏がらスープ カレールー カレー粉 みりん 料理酒 ソース類 酢 トマトピューレ ピザソース ハヤシライスソース わかめふりかけ ゆかり こしょう 酒かす オイスターソース

保育所給食献立表

2014年8

おたより3

	8月1日(金)	8月2日(土)	8月4日(月)	8月5日(火)	8月6日(水)	8月7日(木)	8月8日(金)	8月9日(土)	8月11日(月)	8月12日(火)	8月13日(水)	8月14日(木)	8月15日(金)	8月16日(土)	8月18日(月)	たっぷり野菜の日 8月19日(火)
献立名	ごはん	ごはん	ゆかりごはん	ごはん	ロールパン	ごはん	ごはん	中華どんぶり	ごはん	ごはん	ごはん	ごはん	ごはん	ごはん	ごはん	ごはん
	ポークソテー ポテトサラダ みかん(缶) みそ汁	鶏肉とじゃがいもの 日煮 きゅうりの昆布あえ みそ汁	冷やしそうめん ベーコンなす炒め	鯖の香煮 きゅうりとわかめの 酢のもの みそ汁	コロッケ ななめしサラダ オニオンスープ	なすのミドリの煮 ゆでフロッコリー もやしのスープ	カレー パイナップルサラダ	わかめスープ もやしのこまあえ	ジャーマンポテト みそ汁	白身魚のカレー風味あけ 三色サラダ かぼちゃのスープ	やきとり ナムル みそ汁	ちくわと根菜 のきんぴら きのこのソテー みそ汁	高野豆腐の卵とじ きゅうりの昆布あえ みそ汁	スパゲティナポリタン コーンと じゃがいものスープ	ツナカレー パイナップルサラダ	鯖の香煮 きゅうりとわかめの 酢のもの みそ汁
	牛乳 ポップコーン	牛乳 ウエハース	牛乳 せんべい	牛乳 マンナ	牛乳 ちりめんじゃこ	ヨーグルト	牛乳 ビスケット	牛乳 ハイハイ	牛乳 ポーロ	牛乳 炭酸せんべい	牛乳 あんぱんまん ソフトせんべい	牛乳 ビスコ	牛乳 ウエハース	牛乳 ちょぼちょぼ ぼーろ	牛乳 おこさま せんべい	牛乳 マンナ
	牛乳 枝豆 チーズキッス	牛乳 袋入りクッキー	牛乳 オレンジ 小袋入りパイ	牛乳 アップルゼリー	牛乳 すいか チーズおかき	牛乳 ちぢみ	牛乳 ロールサンド	牛乳 ミニバウム	牛乳 ゆでとうもろこし	牛乳 黒砂糖入り蒸しパン	牛乳 動物ビスケット	牛乳 アップルゼリー	牛乳 マカロニのきな粉あえ	牛乳 袋入りうす焼ビスケット	牛乳 袋入りクッキー	牛乳 ゆでとうもろこし
お昼	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g	食品名 g
	米 50	米 50	ゆかり 0.3 米 30	米 50	超熟ロール 40	米 50	米 50	米 50	米 50	米 50	米 50	米 50	米 50	米 50	米 30	米 50
豚肉スライス 50	鶏もも皮なし 30	さば 50	じゃがいも 60	なす 40	牛肉 20	豚肉 20	白米 50	じゃがいも 40	メルルーサ切身 50	鶏もも皮なし 50	ちくわ 15	高野豆腐 6	スパゲティ 25	ツナ・ノンオイル 20	さば 50	
塩 0.5	じゃがいも 50	そうめん(乾) 25	土しよが 1	牛ひき肉 20	三度豆 5	じゃがいも 20	ピーマン 10	玉葱 20	塩 少	こいくちしょうゆ 3	ごぼう 15	卵 30	ハム 15	じゃがいも 40	土しよが 1	
こしょう 少	人参 20	干しいだけ 2	青ねぎ 3	人参 13	人参 10	人参 10	人参 10	人参 28	こしょう 少	みりん 少	みりん 1	干しいだけ 1.5	玉葱 30	人参 15	青ねぎ 10	
ガーリックパウダー 少	玉葱 20	きゅうり 15	こいくちしょうゆ 1	玉葱 8	豚ひき肉 30	玉葱 30	干しいだけ 1	人参 10	小麦粉 5	砂糖 1	れんこん 10	人参 10	人参 30	玉葱 25	こいくちしょうゆ 3	
油 1	グリーンピース 3	トマト 20	砂糖 1	スキムミルク 4	玉葱 25	グリーンピース 3	青ねぎ 30	ほうれんそう 10	小麦粉 0.3	土しよが 1	人参 10	人参 15	ピーマン 8	グリーンピース 3	砂糖 1	
じゃがいも 40	こいくちしょうゆ 2	かまぼこ 5	水 20	小麦粉 4	油 1	水 1.20	砂糖 3	油 3	油 0.3	土しよが 1	三度豆 6	人参 8	クチャップ 20	油 1	みりん 1	
人参 10	料理酒 1	だしかつお 2	きゅうり 40	パン粉 10	砂糖 0.3	糖がらスープの素 0.5	カレー粉 0.5	水 60	こしょう 少	きゅうり 25	きゅうり 15	砂糖 2	うすくちしょうゆ 2	煮干し 1	水 130	
きゅうり 20	みりん 1	だし昆布 2	わかめ 0.5	油 4	ウスターソース 1	バター 5	こいくちしょうゆ 0.2	こしょう 15	グリーンアスパラ 15	人参 5	人参 10	水 1	水 30	コーンホール缶 5	バター 5	
マヨネーズ 6	きゅうり 40	こいくちしょうゆ 1	酢 5	クチャップ 3	塩 0.2	小麦粉 8	塩 0.2	きゃべつ 15	ミニトマト 1	きゃべつ 15	油 10	油 10	小麦粉 30	小麦粉 8	酢 2	
みかん缶 15	みりん 1	みりん 5	砂糖 1	トンカツソース 3	こいくちしょうゆ 1	ケチャップ 3	油 1	わかめ 0.5	酢 9	みそ 2	ごま油 1	卵 30	人参 40	りんご 10	砂糖 1	
きゃべつ 15	えのきだけ 5	ベーコン 10	人参 5	きゃべつ 30	塩 0.1	塩 0.6	りんご 10	煮干し 2	煮干し 2	水 130	かぼちゃ 10	油あげ 5	糖がらスープの素 0.8	玉葱 10	ウスターソース 1	玉葱 10
おつゆふ 1	みつば 2	なす 40	玉葱 15	きゅうり 10	フロッコリー 25	わかめ 1	わかめ 1	水 2	かぼちゃ 20	玉葱 20	玉葱 10	油 3	水 130	水 20	ウスターソース 1	人参 10
青ねぎ 2	みつば 1	ピーマン 5	みつば 5	塩 0.1	塩 少	だしかつお 2	だしかつお 2	水 130	玉葱 10	油あげ 5	油 10	油 10	水 1	水 1	水 1	人参 10
みそ 9	おつゆふ 2	みそ 9	みそ 9	砂糖 0.5	ガーリックパウダー 0.1	水 130	水 130	マヨネーズ 3	糖がらスープの素 0.5	水 130	水 2	みそ 9	みそ 9	みそ 9	みそ 9	人参 10
煮干し 2	煮干し 2	塩 0.5	煮干し 2	煮干し 2	うすくちしょうゆ 1.5	うすくちしょうゆ 1	うすくちしょうゆ 2	青ねぎ 1	水 130	うすくちしょうゆ 2	うすくちしょうゆ 2	煮干し 2	煮干し 2	煮干し 2	煮干し 2	人参 10
水 130	水 130	こしょう 少	こしょう 少	こしょう 130	うすくちしょうゆ 1.5	油 1	油 1	青ねぎ 2	水 130	水 130	水 130	水 130	水 130	水 130	水 130	人参 10
午前 おやつ	牛乳 100 ポップコーン 5	牛乳 100 ウエハース 2枚	牛乳 100 せんべい 7	牛乳 100 マンナ 5	牛乳 100 ちりめんじゃこ 5	ヨーグルト 1 牛乳 100	牛乳 100 ビスケット 5	牛乳 100 ハイハイ 1袋	牛乳 100 ポーロ 7	牛乳 100 炭酸せんべい 5	牛乳 100 あんぱんまん ソフトせんべい 1袋	牛乳 100 ビスコ 2枚	牛乳 100 ウエハース 2枚	牛乳 100 ちょぼちょぼ ぼーろ 7	牛乳 100 おこさま せんべい 1袋	牛乳 100 マンナ 5
午後 おやつ	牛乳 200 えだまめ 20 チーズキッス 2枚	牛乳 200 袋入りクッキー 1袋	牛乳 200 オレンジ パイ 1袋	牛乳 200 粉寒天 0.6 砂糖 4 りんご飲料 70	牛乳 200 すいか 80 チーズおかき 2枚	牛乳 200 小麦粉 25 豚ひき肉 5 にら 5 人参 5 水 10 こいくちしょうゆ 1 ごま油 1	牛乳 200 ロールパン 1 いちごジャム 10	牛乳 200 ミニバウム 2袋	牛乳 200 とうもろこし 70	牛乳 200 小麦粉 16 黒砂糖 8 水 10 油 0.8 パーキングパウダー 0.8	牛乳 200 動物ビスケット 1袋	牛乳 200 粉寒天 0.6 砂糖 4 りんご飲料 70	牛乳 200 マカロニ 15 きなこ 5 水 5	牛乳 200 うす焼ビスケット 1袋	牛乳 200 袋入りクッキー 1袋	牛乳 200 とうもろこし 70
3歳未満児 エネルギー たんぱく質 脂質	576kcal 27.0g 23.1g	529kcal 20.3g 14.3g	507kcal 16.0g 12.9g	497kcal 22.3g 14.7g	522kcal 19.2g 16.3g	509kcal 21.4g 11.8g	658kcal 18.2g 22.1g	503kcal 18.3g 15.2g	570kcal 20.5g 20.9g	536kcal 20.3g 15.0g	519kcal 23.2g 15.2g	522kcal 18.9g 14.7g	538kcal 23.4g 15.3g	483kcal 16.5g 12.1g	611kcal 16.4g 20.7g	522kcal 24.7g 15.7g
3歳以上児 エネルギー たんぱく質 脂質	594kcal 28.5g 23.3g	553kcal 21.4g 14.4g	520kcal 16.5g 13.4g	513kcal 23.6g 14.9g	491kcal 16.2g 13.8g	565kcal 22.9g 16.3g	687kcal 19.1g 22.1g	517kcal 19.4g 16.0g	588kcal 21.8g 22.2g	556kcal 21.4g 15.7g	520kcal 24.3g 16.0g	525kcal 19.6g 14.3g	563kcal 24.9g 15.5g	502kcal 17.3g 12.4g	636kcal 16.9g 22.1g	542kcal 26.3g 16.1g

鶏卵アレルギーのある子どもの保護者様

尼崎市立保育所における「加熱卵」「非加熱卵」の区分について

鶏卵は加熱することでアレルギーを起こす力が弱くなります。

そのため、尼崎市立保育所では医師の指示に基づき、鶏卵は、「加熱卵」と「非加熱卵」に分けて対応します。

対応の区別は医師が記入した「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」に基づいて行ないます。

1 非加熱卵について

基本的に保育所で調理し提供する鶏卵は、衛生的観点から中心温度85℃以上90秒間の加熱をしていますが、一部の食品については、「非加熱卵」として扱います。

保育所給食で使用する食品、食材で「非加熱卵」として扱う食品は、次のとおりです。

- マヨネーズ（サラダ等に使用する場合）
- カスタードクリーム、カスタードクリームを含む食品(シュークリーム、ケーキ等)
(手作り、市販品)
- プリン

2 加熱卵について

保育所給食で使用する食品、食材で「加熱卵」として扱う食品は、次のとおりです。

- 焼く（チキンピカタ・ホットケーキ 等）
- 炒める（いり卵・炒めビーフン 等）
- 煮る（親子丼・高野豆腐の卵とじ 等）
- 蒸す（ミートローフ 等）
- 汁物（かき卵汁 等）
- 揚げる（コロッケ・てんぷら 等）
- クッキーやビスケットなどの市販のおやつに含まれる卵
- ハムやソーセージなどの加工食品に含まれる卵
- ハンバーグなどのつなぎで入っている卵

医師記入の「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」で加熱卵の喫食が許可されている場合は、それぞれの調理方法で、保育所と同じ位の量を家庭で複数回食べて、アレルギー症状がないことをご確認ください。

保育所の給食・おやつは大量調理であるため、加熱の程度が全て均一、一定であるとは限りません。

主治医にその旨をご説明いただき、よくご相談ください。

保育所で安心・安全な給食が食べられるようにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上

牛乳アレルギーのある子どもの保護者様

尼崎市立保育所における「牛乳・乳製品」「牛乳（飲用）」の区分について

保育所では、通常、1～2歳児は午前、午後のおやつ時間に1回100mlの牛乳を飲みます。

3～5歳児は、午後のおやつ時間に200mlの牛乳を飲みます。

牛乳アレルギーの原因たんぱく質は、加熱や発酵による変化を受けにくいので、食品に含まれるたんぱく質の量に基づいて食べられる範囲が決められます。

保育所では集団で給食を実施しているため、個別に摂取できる量の対応をすることはできません。

しかし、牛乳の飲用のみ中止の指示があるケースが見られる実態に即して「牛乳・乳製品」と「牛乳（飲用）」を区分した対応を実施します。

対応は、医師記入の「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」に基づきますので、主治医にその旨をご説明いただき、よくご相談ください。

また、アレルギー用調整粉乳の対応が必要な場合につきましても「尼崎市立保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき保育所で用意しますので、主治医とご相談いただきますようお願いいたします。

保育所で安心・安全な給食が食べられますようにご理解とご協力をよろしく願いいたします。

以 上

初版 平成 26 年 12 月
一部改正 平成 27 年 6 月 23 日
一部改正 平成 29 年 1 月 6 日
一部改正 平成 29 年 10 月 2 日
一部改正 令和元年 10 月 1 日

初版 平成 26 年 12 月
一部改正 平成 27 年 6 月 23 日
一部改正 平成 29 年 1 月 6 日
一部改正 平成 29 年 10 月 2 日
一部改正 平成 29 年 1 月 6 日
一部改正 令和元年 10 月 1 日
一部改正 令和 8 年 2 月 20 日